

事 務 連 絡
令和4年10月13日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
外務省大臣官房儀典外国公館室

外交官の子女等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナウイルス感染症ワクチンの初回接種について

外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては、「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年3月30日付け事務連絡）及び「外交官等の「外交」及び「公用」の在留資格を有する者（「基礎疾患を有する者」及び「一般の者」）への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年5月17日付け事務連絡）において具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、外務省から大使館、領事館及び国際機関（以下「大使館等」という。）に対して、10月13日付けで、別添のとおり、外交官の子女等であって「外交」及び「公用」の在留資格を有する生後6か月以上4歳以下の者に対する初回接種（1～3回目接種）に係る接種券の申請等の手続を案内しましたので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、大使館等から当該者の初回接種に係る接種券の申請があった際は、本事務連絡に基づき対応いただきますようお願いいたします。なお、接種券の申請に係る手続は、従来と同様に、大使館等の単位で接種希望者をとりまとめ、当該大使館等の所在する市区町村に申請を行うことを原則としています。

生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に関する在京大使館等向け回章の概要

【本文】

○10月24日から生後6か月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの初回接種を開始する。

○接種対象は、1回目の接種時において生後6か月以上4歳以下の者であり、3回の接種を行う。2回目の接種は、1回目の接種から原則として20日（18日以上）の間隔、3回目の接種は、2回目の接種から55日以上の間隔をおくものとする。

○そこで、「外交」又は「公用」の在留資格を有する者が、当該者の生後6か月以上4歳以下の子女であって、「外交」又は「公用」の在留資格を有する者にワクチンを接種させることを希望する場合には、2021年5月17日付け回章に記載する手続に従い、大使館、領事館又は国際機関は、組織単位で接種希望者を取りまとめ、市区町村に接種券の交付を申請することができる。

○令和4年10月13日発出。